本別町告示第　５　号

地方自治法第２４３条の２第２項の規定に基づき、次の通り徴収業務委託事業者を指定したので告示する。

令和８年４月１日

中川郡本別町長　佐々木　基　裕

・徴収委託事業者の住所および名称
北海道中川郡本別町北２丁目４番地１
本別町観光協会
会長　朝日　基光

・委託事業者に徴収させる歳入
（１）義経の里ロッジ（御所）使用料
（２）静山キャンプ村バンガロー使用料
（３）本別公園ボート使用料

・委託事業者に徴収させる期間
（１）令和８年４月　１日から令和９年　３月２７日
（２）令和８年４月１８日から令和８年１０月３１日
（３）令和８年４月１８日から令和８年１０月１２日